

「早川町内西之宮地区発生土仮置き場」(報告日:H29.6.13)に対する山梨県からの要請と事業者の対応状況

No	山梨県からの要請(要請日:H29.7.24)	事業者の対応状況
1	<p>今回計画した環境保全措置に基づき、自然環境や住民の生活環境等に影響が生じないように、環境に配慮し、安全かつ着実に工事を進めること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、「早川町内西之宮地区発生土仮置き場における環境保全について」(以下「環境保全について」という)に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境や自然環境への影響の回避又は低減に努めております。</p>
2	<p>工事の進行に伴い、著しい環境影響が生じた場合は、原因を十分に把握した上で、追加的な環境保全措置や新たな環境保全措置を検討し、速やかに改善を図るよう努めること。 特に盛土からの発生する濁水による水質汚濁や水生生物への影響が生じないように、常に監視を行うこと。</p>	<p>事後調査及びモニタリングの結果、工事が原因と考えられる環境影響は確認されておりません。 工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する仮設沈砂池を設置し、沈殿等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水しております。 早川へ放流する際は、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質量(SS)が環境基準値等に適合していることを事前に確認し、放流先では水質のモニタリングを実施しております。 また排水側溝や沈砂池は定期的に土砂や草といった堆積物の除去を行い、機能維持に努めております。</p>
3	<p>工事中のモニタリングについて確実に実施するとともに、その結果については、地域住民を含めて、分かり易く丁寧な内容で公表すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載の事後調査及びモニタリングについては確実に実施するとともに、結果については、年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体に報告しているほか、当社ホームページに掲載しております。 引き続き丁寧で分かりやすい表現となるように努めます。</p>
4	<p>仮置き終了後は、できるだけ早期に発生土を撤去し、適正処理すること。</p>	<p>発生土の最終的な処理方法については、各自治体と調整のうえ、公共事業等にご活用いただくことを基本に考えています。 早川町内の仮置き場に保管している発生土の最終的な置き場については山梨県が実施する早川芦安連絡道路事業や早川町が実施する西之宮地区災害復旧用資器材置場整備事業等に順次運搬、活用しています。</p>
5	<p>今後、発生土置き場等が近隣に集中して設置される場合は、累積的な環境影響についても、検討すること。</p>	<p>工事用車両の運行台数については、複数の発生土置き場等への運搬を考慮し、県道37号を運行する上限として、465台/日を設定し、管理しております。 今後、早川町内に発生土仮置き場を設置する場合においても、465台/日の運行台数にて管理します。</p>